

四 出勤手当ハ毎日十日迄ニ前月分ヲ支給スルコト  
五 出張及既給手当金ハ毎月給料支給日マデニ前月分ヲ支給スルコト  
六 公休日及賜休暇ニ関スル件

(一) 公休ハ十四日ニ一日ノ割合ヲ以テ算スルコト日勤者ニ対シテハ大祭祝日ノ休暇ニ從前通り算スル事ハ時間勤務者ニ対シテハ一月元且ニ三日ノ三日間ノ休暇ヲ與スル事

但シ業務ノ都合上出勤ヲ命セラレタル時ハ倍額ノ日給ヲ支給スルコト  
(二) 賜休暇ハ六月二十四日ノ割合ヲ以テ與スルコト

(三) 二年ヲ通シテ賜休暇ヲ受ケタル者ニ対シテハ二十年目ヨリ特別、特別精勤賞與ヲ一ヶ年毎ニ金十五圓ヲ支給スルコト

(四) 官公衛一般國務ノ為メ出張ヲ命セラレ又ハ出勤停止ヲ受ケタル時ハ特別公休ノ取扱ヲ爲シ所定ノ日給及手当ヲ支給スルコト

七 雇人採用法及進級法ニ関スル件

(一) 臨時雇人ハ入職後三十日以上ニ達シタル時之ヲ定雇トナスコト

(二) 概算機洗ニ関シテ定ノ業務ニ従事スル者又ハ定夫及定夫ニシテ勤続一年六ヶ月以上ニ達シタル者ニ対シテ順次職名ノ進級ヲ爲シムルコト

八 公傷公病手当金ニ関スル件

公傷病ノ為メ休養中ノ日給及手当ハ毎月給料支給日ニ給與スルコト

九 忌引休暇及ヒ當局内規ニ関スル件

(一) 忌引休暇ハ一般吏員ト同等ニ給與スルコト

(二) 局ノ内規ヲ一般従業員ニ發表スルコト

十 正服正章ニ関スル件

(一) 正服ハ品質ニ上等ニ且又杜重ヲ改良スルコト